

# はばたきインクル支援だより



深谷はばたき特別支援学校 平成31年2月4日 No.6



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H28, 4施行) いわゆる差別解消法について今回の話題とさせていただきます。今更の感がありますが、それぞれの学校で対応について検討され、学校としての取組の方向性が定まってきたのではないかと思います。そこで本校の合理的配慮についての決定手順などを紹介しながら合理的配慮について改めて考えたいと思います。



## 特集 合理的配慮について

合理的配慮については、各所管省庁をはじめ県や各市町村でも対応指針が作成され、各学校でもそれに基づいて様々な検討がなされており、改めてその定義などについて触れることはないかと思いますが、文部科学省が示す基本的な考え方を示しておきます。

○「合理的配慮」の決定に当たっての基本的考え方

- (ア)障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育
- (イ)一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育(確かな学力の育成を含む)
- (ウ)健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
- (エ)コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- (オ)自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
- (カ)自己肯定感を高めていく教育

そこで、深谷はばたき特別支援学校では、「合理的配慮について」次のように考え、教職員の共通理解をはかりました。

差別解消法は、共生社会を実現するための法律であり、その法律における合理的配慮とは

- ・障害の特性により社会的な障壁が生じること
- ・障害の特性を理由に差別的取り扱いを受けること

に対して、配慮をしなければならないと考えました。

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるもの「社会モデル」であることと考えられています。

そこで、本校における基礎的環境整備がどのように整えられているかを各学部で再確認し、本校としての「基礎的環境整備」一覧にしてみました。

基礎的環境整備の観点としては、文部科学省の示した8つの観点を基に整理を行いました。

- 1 ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場……………17項目
- 2 専門性のある指導体制の確保……………11項目
- 3 個別の支援計画や個別の指導計画の作成等による指導……………8項目

- 4 教材の確保.....18項目
- 5 施設・設備の整備..... 3項目
- 6 専門性のある教員、支援員等の人的配慮..... 1項目
- 7 個に応じた指導や学びの場の設定による特別な指導.....23項目
- 8 交流及び共同学習の推進.....14項目

「合理的配慮」決定のプロセスについて(図1)

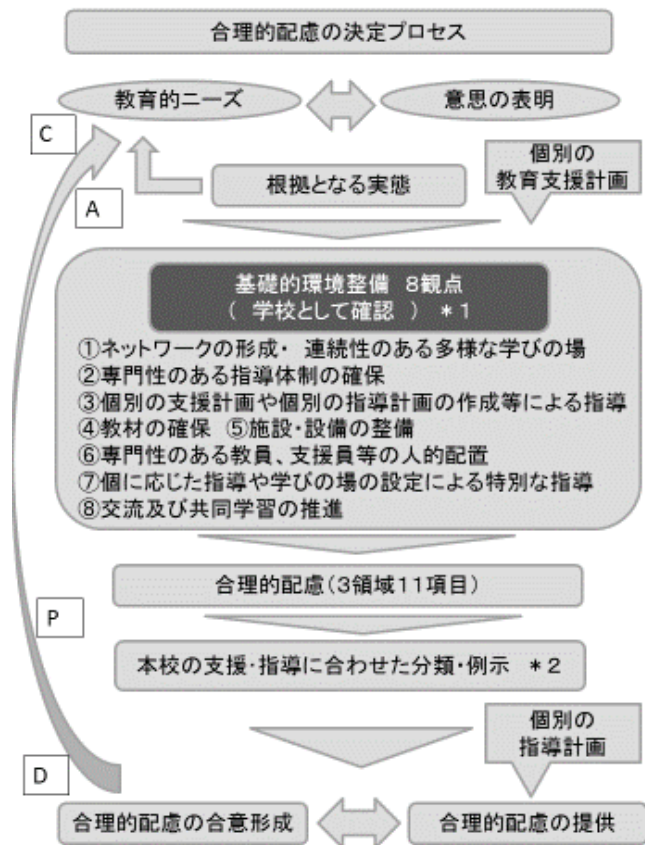


図1

個別の教育支援計画の作成の手順

- 1 個々の実態と教育的ニーズ把握を行う。  
ここでは「合理的配慮」にあたっての保護者及び本人の実態を把握できる代理者(家族等)より意思の表明があることが大切。
- 2 個々の実態を基礎的環境整備のフィルターを通す。  
児童生徒個々に必要とされる配慮が学校全体として整備されているものであるかを確認する。
- 3 合理的配慮(3観点11項目)(学校種別における「合理的配慮」の観点(案)H23 文部科学省 HP より)をもとに教育的な支援としての合理的配慮について検討をする。
- 4 学校で行える「合理的配慮」について保護者・本人と合意形成を図る。
- 5 「合理的配慮」の提供  
個別の教育支援計画に記載し、個別の指導計画に基づいて、「合理的配慮」を踏まえて指導を行う。
- 6 PDCA サイクルにおいて、教育的ニーズや「合理的配慮」を含めて個別の教育支援計画の見直しを行う。

校内における「合理的配慮」の手順(図2)

- 1 保護者・本人より「合理的配慮」についての意思表示があった場合、学校での基本方針に基づいて担任が判断(保護者への説明) 管理職は支援プランで確認
- 2 担任判断が難しい場合は、学年会検討・判断(保護者へ説明)
- 3 学年会で判断が難しい場合 学部 CO.に報告 学部会検討・判断(保護者説明)
- 4 学部会で判断が難しい場合 学部 CO.より特別支援教育推進委員会に報告
- 5 特別支援教育推進委員会で合理的配慮の校内合意形成を図る。
- 6 校内合意形成に基づいて、保護者に説明

合理的配慮内容についての検討の手順

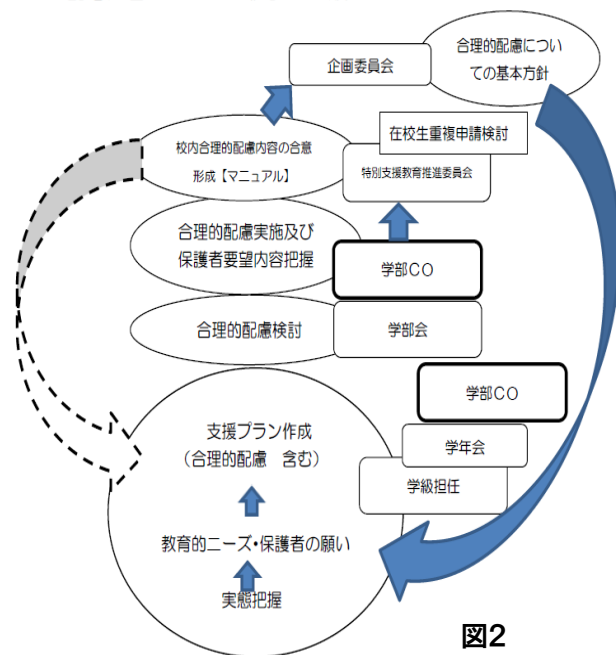


図2